

福岡県公報

平成24年6月26日
第3406号

目次

告示(第1132号-第1152号)

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) …………… 5
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 7
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 7

- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 8
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 8

公 告

- 落札者等の公示 (総合政策課) …………… 9
- 平成24年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (介護保険課) …………… 9

告 示

福岡県告示第1132号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成24年6月13日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオン甘木ショッピングセンター
 - (2) 所在地 福岡県朝倉市大字甘木字岩入384ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか23者	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか24者

福岡県告示第1133号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 イオン甘木ショッピングセンター
- 所在地 福岡県朝倉市大字甘木字岩入384ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前9時	午前7時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午前0時30分	午前6時30分から午前0時30分

福岡県告示第1134号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人まちおこし有明

(2) 代表者の氏名

藤吉 啓介

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市中島町2番地9竹の子会館内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、料理教室、食材開発に関する事業を行い、食文化の普及、調理技術の向上を通じ、食生活の向上と健康づくりを図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1135号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人びーすふる絆

(2) 代表者の氏名

今村 太

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市八尻町3丁目21番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地域共生、食育、生活支援、里親支援、人材育成に関する事業を行い、社会全体の公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京筑	県道	杓尾橋線 大橋	前	行橋市大字今井2152番先から 行橋市大字金屋851番3先まで	9.2 ～ 15.5	355.0
			後	行橋市大字今井2152番先から 行橋市大字金屋851番3先まで	9.2 ～ 18.5	

福岡県告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	杓尾橋線 大橋	行橋市大字今井1806番6先から 行橋市大字金屋850番2先まで

福岡県告示第1138号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人太陽

(2) 代表者の氏名

阿部 久夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市大佐野6丁目2番10-103号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者に対して、介護、福祉、権利擁護等に関する事業を行い、すべての人々が安心した、ゆとりのある生活ができる地域社会を実現し、公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
直方市大字上新入、下新入、宮若市大字龍徳(上新入地区)	平成24年6月18日

福岡県告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	犀川豊前線	豊前市大字鳥井畑639番1先から豊前市大字鳥井畑639番1先まで

福岡県告示第1141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚直方線 自転車道	前	飯塚市川島483番1先から飯塚市川島472番6先まで	5.0 ～ 5.0	95.0
			前	飯塚市川島483番1先から飯塚市川島472番6先まで	5.0 ～ 9.0	102.0
			後	飯塚市川島483番1先から飯塚市川島472番6先まで	5.0 ～ 5.0	95.0

福岡県告示第1142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

飯塚	県道	口ノ原 川 島 線	前	飯塚市川島455番1先から 飯塚市川島902番2先まで	7.5 ～ 10.5	174.0
			前	飯塚市川島455番1先から 飯塚市川島902番2先まで	9.0 ～ 19.5	182.0
			後	飯塚市川島455番1先から 飯塚市川島902番2先まで	7.5 ～ 10.5	174.0

福岡県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	鯰 田 停車場 線 有 井	前	飯塚市有井583番25先から 飯塚市有井104番1先まで	8.9 ～ 20.8	364.9
			後	飯塚市有井583番25先から 飯塚市有井104番1先まで	8.9 ～ 20.8	380.8

福岡県告示第1144号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（筑後市地区）	平成19年3月7日
農道整備事業（筑後市地区）	平成19年3月19日
農業用ため池整備事業（筑後市地区）	平成20年5月1日

福岡県告示第1145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生139	コールメディカルクリニック福岡	宗像市公園通り1丁目9-3	24・6・1
宰生88	医療法人 ながえクリニック	太宰府市国分2丁目1-6	24・5・1
宰生89	医療法人飛梅会 はせ川クリニック	太宰府市大字向佐野45番地1	24・5・1
大野生126	松田耳鼻咽喉科	大野城市東大利1丁目14-12	24・4・1
大野生127	医療法人すやま泌尿器科クリニック	大野城市白木原1丁目7-5	24・5・1
筑紫生150	金子眼科クリニック	筑紫野市原田6丁目11番地5	24・5・1
糸島地生86	医療法人田中整形クリニック	糸島市前原駅南2丁目21番18号	24・5・1
直生145	ゆのはら眼科	直方市湯野原2丁目1-1	23・12・1
豊生82	三浦眼科クリニック	豊前市青豊19-9	24・5・1

筑紫地生 歯6	せき歯科医院	筑紫郡那珂川町仲2丁目1番25号	24・5・1
朝倉生歯 31	医療法人雄愼会 臼杵歯 科医院	朝倉市一木95番地4	24・5・1
大生歯205	末藤歯科医院	大牟田市旭町1丁目1-10	24・5・3
大生歯206	歯科みどり医院	大牟田市久保田町1丁目1-13	24・6・1
福津生薬 22	りぼん薬局 福津店	福津市中央4丁目22-30	24・5・1
筑紫地生 薬29	新生堂薬局 那珂川店	筑紫郡那珂川町大字中原2-19	24・6・1
小生薬46	あじさい薬局	小郡市大崎1020番地5	24・5・1
直生薬83	タケシタ調剤薬局 直方 店	直方市古町1-6	24・6・1
京生薬71	ファン薬局 吉富店	築上郡吉富町大字広津295番7	24・5・1
春生訪4	福岡徳洲会訪問看護ステ ーションやよい	春日市桜ヶ丘4丁目23番地	24・6・1
み生訪2	訪問看護ステーションす いせん	みやま市高田町濃施394番地	19・1・29

福岡県告示第1146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生129	あさクリニック	宗像市田久2丁目1-1	24・4・15
宰生79	ながえクリニック	太宰府市国分2丁目1-6	24・4・30
宰生84	はせ川クリニック	太宰府市大字向佐野45番地	24・4・30

大野生24	松田耳鼻咽喉科医院	大野城市東大利1丁目14-12	24・3・31
大野生100	すやま泌尿器科クリニッ ク	大野城市白木原1丁目7-5 J クリスタル303号	24・4・30
筑紫生137	金子眼科クリニック	筑紫野市原田6丁目11-5	24・4・30
糸島地生 5	田中整形外科クリニック	糸島市前原駅南2丁目21-18	24・4・30
直生144	ゆのはら眼科	直方市湯野原2丁目1-1 イ オンモール直方	23・11・30
福岡生歯 92	せき歯科医院	筑紫郡那珂川町仲2丁目1番25号	24・4・30
朝倉生歯 6	臼杵歯科医院	朝倉市一木字原家敷95-4	24・4・30
大生歯88	末藤歯科医院	大牟田市旭町1丁目1-10	24・5・2
飯生歯12	白木歯科医院	飯塚市吉原町1-24	24・4・27
み生訪1	訪問看護ステーションす いせん	みやま市高田町濃施394	19・1・28

福岡県告示第1147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕生歯44	牧歯科医院	くばら歯科クリニ ック	糟屋郡久山町大字久原 2709-52	24・5・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生72	医療法人立石耳鼻咽喉科医院	柳川市本町4-2	柳川市本城町3-13	24・5・7
築生61	医療法人唐原内科クリニック	築上郡吉富町大字広津291-1	築上郡吉富町大字広津295-5	24・5・7
直生歯69	まいん歯科医院	直方市大字上境289-1	直方市大字上境291-1	24・4・1
粕生薬102	株式会社大賀薬局博多の森店	糟屋郡志免町大字別府810番30外	糟屋郡志免町別府西2丁目810-35他パークサンリヤン博多の森IV番館1F	24・5・1

福岡県告示第1148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田生マ15	本多 政徳（シルバーメディカル株式会社）	田川市大字伊加利1905-7	24・6・1
飯生マ50	森 春彦（訪問マッサージクレヨン）	飯塚市川津95番地296	24・5・1
田川生マ27	岩熊 智実（訪問マッサージ 海施術所）	田川郡福智町伊方4508-9	24・5・9
田川生マ28	石角 千幸（あおぞら訪問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎444-13	24・6・1
田川生マ29	大村 晴久（訪問マッサージふれあい福智町店）	田川郡福智町伊方2678-1	24・4・10

田川生マ30	渡邊 三喜雄（訪問マッサージふれあい福智町店）	田川郡福智町伊方2678-1	24・4・10
飯生柔54	藤田 智之（整骨院長生庵飯塚院）	飯塚市西町2-87 センタービル1階	24・4・1
田生柔33	眞路 悠吾（長生庵）	田川市大字伊田2741-11 KMビル1F	24・4・1
田生柔34	中島 匡紹（長生庵）	田川市大字伊田2741-11 KMビル1F	24・4・1
田生柔35	吉田 大介（なつよし整骨院）	田川市大字夏吉1872-1	24・5・18
中生柔19	大森 雅志（なかま整骨院）	中間市岩瀬西町31番	24・5・1
中生柔20	津留 昭一（つる整骨院）	中間市中鶴4丁目1-6	24・4・18
像生柔52	塩川 宏大（自由ヶ丘整骨院）	宗像市自由ヶ丘8丁目17-3	24・4・1
古生柔23	泉 貴紀（愉和整骨院）	古賀市舞の里3丁目5-1	24・4・4
古生柔24	中西 雄一（愉和整骨院）	古賀市舞の里3丁目5-1	24・4・11
朝倉生柔14	猪名富 広衣（トータルケア鍼灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	24・5・7
粕生柔70	酒井 智康（美ら海整骨院）	糟屋郡粕屋町大字内橋560-1	24・4・23

福岡県告示第1149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田川生マ5	坂本 麻郁（あおぞら訪問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎 444 - 13	24・ 5・ 31
飯生柔45	荒井 啓昌（整骨院長生庵飯塚院）	飯塚市西町 2 - 87 センタービル 1F	24・ 4・ 1
飯生柔46	眞路 悠吾（整骨院長生庵飯塚院）	飯塚市西町 2 - 87 センタービル 1F	24・ 4・ 1
像生柔33	田中 勝（コスモスはりきゅう整骨院）	宗像市三郎丸 2丁目 1 - 21	24・ 4・ 30
柏生柔58	日山 将剛（美ら海整骨院）	糟屋郡粕屋町大字内橋 560 - 1	24・ 4・ 21
嘉鞍生柔3	川原 佑太（ひかり整骨院）	鞍手郡鞍手町大字木月 1211 - 8	23・ 12・ 31

福岡県告示第1150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地生柔15	松尾 順人（まえばる駅前整骨院）	松尾 順人（うるう伊都整骨院）	糸島市潤 3丁目 27 - 6	24・ 5・ 18

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地生柔15	松尾 順人（うるう伊都整骨院）	糸島市前原中央 2丁目 1 - 21 - 1F	糸島市潤 3丁目 27 - 6	24・ 5・ 18

福岡県告示第1151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	大久保犀川線	前	京都郡みやこ町勝山大久保2573番1先から 京都郡みやこ町勝山大久保394番1先まで	2.8 ～ 11.0	2,408.8
			前	京都郡みやこ町勝山大久保2573番1先から 京都郡みやこ町勝山大久保394番1先まで	9.6 ～ 52.0	1,360.0
			後	京都郡みやこ町勝山大久保2573番1先から 京都郡みやこ町勝山大久保394番1先まで	2.8 ～ 11.0	2,408.8
			後	京都郡みやこ町勝山大久保2573番1先から 京都郡みやこ町勝山大久保394番1先まで	8.6 ～ 52.0	1,360.0

福岡県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	大久保 犀川線	京都郡みやこ町勝山大久保2573番1先から 京都郡みやこ町勝山大久保2804番2先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る特定役務の名称
平成24年度福岡県地価調査業務委託契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県企画・地域振興部総合政策課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成24年4月5日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会
 - 住所
福岡市博多区祇園町1番40号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
65,443,560円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定15条1(b)及び(d)に該当

公告

平成24年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

平成24年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 日時及び場所

日	時	場 所
平成24年10月28日 (日曜日)	午前10時～	福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学
		北九州市小倉南区北方四丁目2番1号 北九州市立大学
		北九州市八幡東区平野一丁目6番1号 九州国際大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分	問題数
介護支援分野	25問

保健医療福祉サービス分野	保健医療サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「保健医療サービス分野の知識等」という。）。	基礎 総合	15問 5問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「福祉サービスの知識等」という。）。		15問
合 計			60問

(4) 解答免除

次の表に掲げる法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該資格に係る事項の問題について、当該資格に応じ、表の右欄のとおり解答を免除する。なお、甲、乙又は丙の資格を重複して有する者は、当該資格に応じた問題の解答をそれぞれいずれも免除する。

	法定資格取得者	免除の区分及び問題数	
甲	医師、歯科医師	保健医療サービス分野の知識等 基礎 総合	15問 5問
乙	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む。）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービス分野の知識等 基礎	15問
丙	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識等	15問

(5) 試験時間

解答時間は120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。ただし、解答免除対象者については、免除問題1問当たり2分（点字受験者は3分、弱視等受験者は2分36秒）で計算した時間を差し引くこととする。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料8,500円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料8,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、平成24年7月2日（月曜日）から平成24年7月31日（火曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

平成24年12月10日（月曜日）に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092-431-4585）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して240円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。